

第51回 佐用町議会〔定例〕会議録（第2日）

平成24年6月15日（金曜日）

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	和 田 進	天文台公園参事	安 本 泰 二
	上 月 支 所 長	岩 本 弘 美	南 光 支 所 長	上 谷 和 之
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	前 澤 敏 美
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1. 議案第 76 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第 2. 議案第 79 号 平成 24 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 3. 議案第 80 号 平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

午前 09 時 30 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にありがとうございます。

議員各位におかれましては、11 日の本会議後、各委員会で、3 日間、委員会で審議いただいたわけでありましても、大変、ご苦労さんでありました。

特にまた、昨日、産建委員会におきましてはですね、大日山の村上養鶏、もう 1 つ奥にあります養豚場等も、暑い中、ご視察いただき、本当にありがとうございました。心より、感謝を申し上げるところであります。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

本日議題にします日程第 1 ないし第 3 につきましては、6 月 11 日の本会議で、提案に対する当局の説明は終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行いたいと思しますのでよろしくお願いをいたします。

日程第 1. 議案第 76 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） まず日程第 1、議案第 76 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑に入りますが、質疑ありますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） ちょっと、2、3 点、教えていただきたいんですけども、これ、当初、子ども手当創設ということで、扶養控除が廃止ということで、こういうような格好になったんじゃないかと思うんですけども、結局、子ども手当もできず、児童手当の拡充ということで、この扶養控除だけが、そのまま残ったというような格好になっての、この法案だと思うんですけども、この中で、0 歳から 15 歳、年少扶養控除なんですけれども、これは、所得税の 38 万円ということなんですけれども、これに対して、当町で何名ぐらいが該当するのか。金額的に、どのくらい違うのかということが 1 点と。

それから、福祉医療費ということなんですけれども、ここを教えていただきたいんですけど、特定扶養控除ということで、16 歳から 22 歳ということなんですけれども、この、町の福祉医療費の助成というのは、これ、18 歳までなんですか。その 18 歳までの人数が、今回、何人該当して、どれぐらいの金額になるか。その 2 点、教えていただきたいと思ます。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。

全体の人数の方につきましては、税務課の方が所管となっておりますので、私の方から、お答えをさせていただきます。

先ほどの、井上議員さんのご質問でございますけども、年少扶養の対象となっております人数ですけども、本年度の申告では、申告していただいた方の中では、納税義務者の数では、1,218 名。それから、対象となります子どもさんの数は、2,150 名となっております。

で、金額的には、先ほど、議員さんもおっしゃられましたように、所得税では、38 万円が、ゼロになるということで、これ掛ける人数と、全体額ではなります。

それから、町県民税の方では、若干、金額が違っておりまして、元々が 33 万円ですので、33 万円がゼロになるということになります。

それから、もう 1 つ、同じように影響がありますのが、特定扶養ということで、従来でしたら、17 歳以上 22 歳までの方につきまして、所得税では 63 万円取れておりましたけども、その部分が、一般扶養の 38 万に下がるということになります。この人数につきましては、扶養義務者数で 513 名。子どもさんの数で、592 名ということになっております。

ちなみに、この分につきまして、住民税の方では、45 万円が、33 万円に引き下げになるという計算になります。

全体の対象者の数は、そういうことでございます。

ただ、福祉医療の該当者が、何名あるかというのは、ちょっと税務課では分かりませんので、住民課長の方をお願いしたいと思います。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） それから、一部、誤解があるようでございますが、特定扶養控除の上乗せ部分の廃止といいますのは、16 歳から 18 歳までの子どもに対する上乗せ、その部分だけが廃止という形で、ご理解をいただきたいと思っております。

それで、今回、一応、福祉医療の対象になる乳幼児医療の対象者の人数は、実質 2,167 名でございます。

議長（西岡 正君） はい、井上議員、よろしいか。

7 番（井上洋文君） はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、関連で、本議案の中心問題であります、この年少扶養控除

廃止によってね、支給制限を受けるのが、どう変わるのかという点で、確認したいというふうに思います。

まず、23 年度までの現行のですね、この福祉医療費における支給制限、つまり町民税で言えば、所得割、23 万 5,000 円ですか、23 万 5,000 円以上の方は、支給制限を受けるわけですが、ただ今の現行で、この支給制限を受けている世帯ですね、世帯と子どもの数、それが 1 点目。

それから、2 点目。で、この本議案で、そこを緩和するということで、今回、この議案が出されておるわけですが、これによって、支給制限を受けない。つまり、この、改正議案による好影響を与える世帯数、子ども数ですね、この 2 点をお伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 一応、実質、県の要綱では、世帯合算で 23 万 5,000 円以上は、駄目という形になっておりますけど、一応、町の考え方としては、23 年度、そのまま、世帯合算をせずに、個人の世帯の最多納税義務者の所得割額、23 万 5,000 円未満であれば、救うという形にしております。

それから、実質、対象外の方がいくらかになるのかというご質問だと思うんですけど、実際、今日、そういう判定業務をさせていただき関係上、その、今まで、今、2,167 人、対象者が 2,167 という数字は、報告させていただいたんですけど、現時点、23 年 5 月の今の状態は、2,040 人の方が、乳幼児医療を持っておられます。その残りの方、127 の子どもさんが、今の、現時点では、対象外という形です。

新年については、今日、判定をさせていただきますので、ちょっと、今日は、差し控させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、いいですか。鍋島議員

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

16 番（鍋島裕文君） この改正による影響ということは、去年の所得ですから、どないなるか分かりませんが、つまり、127 人、子ども、127 人の子どもが支給制限を受けている。23 年度ね。だから、当然、この人達は、この改正をやったところで、まず、受けるだろうというふうに言えると思うんですね。

で、問題は、数は出てこないんですけど、つまり、扶養控除廃止した場合には、23 万 5,000 円に、従来になかった人が入ってくるわけですね、入ってくるわけで、それが、この改正をやれば、従来どおり支給を受けれるということになるわけですね。なるわけです。

で、それで、だいたい、概数として、どれくらいの方が助かるかというようなことは、出ませんか。

だってもう、現に、町民税の関係の、24 年度の関係は、まとめてあるんでしょう。で、その中で、控除しなければ、この人達が 23 万 5,000 円超えるなというのは。ああ、いや、

23 万 5,000 円超えている人達は、一覧として、もう分かっておるわけですから、その中で、控除すれば、この人らは、23 万 5,000 円以下になるというふうに、見れるんじゃないですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 現実には、もう、23 年度の考え方と同じ考え方をするという形になってますので、今回、24 年度の人を抽出した後でないと、分からない。

現実には、もう 23 年度の読み替えを、そのままですと。で、子どもさんについては、ゼロ歳から 15 歳までは完全無料化。今までは、小学校 6 年生までが、完全無料化という形になっておったと思うんですけど、7 月からは、中学生まで完全無料化という形で、対象者の人数自体は、何ら影響はないという形で思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） いや、それで、対象者の数は影響ないんですわ。影響ないんだけど、本町条例でも、今、言われたように、町民税の所得割、世帯合算じゃなくて、最高納税者の人を対象にしたという措置を、本町、取られていることだけでも、23 万 5,000 円以上、町民税の所得割がね、あれば、この乳幼児対象外になるわけですね。福祉医療、適用されないということであります。1 点目ね。

で、今回の改正は、扶養控除廃止になったから、従来、扶養控除入れておれば、23 万 5,000 円以下だけでも、この改正措置、本議案の改正措置を取らなければね、23 万 5,000 円以上になるということで、もう福祉医療から適用外となるというので、今回の改正議案が出されているというように思っております。

だから、これを出す時には、だいたい、この、本日の議案が可決しなければね、通らなければ、これだけの人が、新たに適用外になると。福祉医療のね、23 万 5,000 円を超えるということで、その数を確認できないのかということなんですよ。分かります。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） ちょっと、実質は、今日、判定をしますので、分かりません。はい。

対象になる方。結局は、もう、23 年度の所得制限を、そのまま引用するという形で、処理をしますので、漏れ落ちの方が、対象が何人になるか。対象外の者が何人かということとは、ちょっと、現時点では把握しておりません。

〔鍋島君「もう 1 点だけいいかな」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちょっとだけ待ってくださいね。ちょっと待ってください。

ほかにはないですか。ほな、引き続いて。

16 番（鍋島裕文君） もう 1 点だけね。

いや、つまり、本日、判定するというのは、この議案が通って、初めて、扶養控除廃止をせずに、従来どおり算出するということなん。ちょっと、そのあたり、分からんのやけど。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 一応、ここに挙げさせていただいておりますように、23 年度の福祉医療の状態に戻して、所得判定をするという形で、処理を進める予定にしております。

〔鍋島君「それでいいんだけど。それでいいんや、それでいいんや」と呼ぶ〕

〔町長「（聴取不能）、事務的に、ちょうど、本日、今日が、そういう予定になっておるんか、それとも、議会の議案が通ってからするいう意味なのかというのが（聴取不能）」と呼ぶ〕

住民課長（梶生隆弘君） すいません。日程的に今日という形で設定をさせていただいております。事務的な日程で、今日という形に、設定させていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3 番（岡本義次君） 今、説明の中で、支給制限、23 万 5,000 円が、県の場合は、世帯合算は駄目であるという言い方の中で、佐用町としては、去年と同じような格好の中でという説明だったと思うんですけど、そこらへんについては、どうなんかな。それが、いつまで、その、佐用町としてのやり方というんは、どうなんですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） その件につきましては、24 年、当初予算の段階で、町長が申し上げておる形だと思います。

それで、県は一応、県の要綱では、世帯合算をします。ただ、町長は、もう、そういうことをしない。もう、要するに、定住化の促進というような政策的なものがあって、24 年度は、23 年度と同じような形で処理をする。その後のことについては、また、ちょっと、いつ、そういう状態が、いつ続くのかは、ちょっと、私のレベルでは分かりませんので、また、町長の方にでも、お答えいただくようになろうかと思います。

〔岡本義君「それを、未だ、続ける意思があるんかどうかいということが、まあ、（聴取不能）」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 町長、どうですか。考え方としては、はい、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 今、こういうね、非常に少子化の中で、こういう控除について、できるだけ、町も、財政的な負担は、若干、増えるんですけども、町独自にできる範囲内ではね、やっていこうということで、町の、今、今回、24年度は、そういう取り扱いをするということにしておりますので、今後は、また、次の年度についても、また、検討を加えた上で、決定をして参ります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、討論を終結いたします。
これより本案を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。
議案第 76 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、挙手、全員であります。よって議案第 76 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 2．議案第 79 号 平成 24 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 2、議案第 79 号、平成 24 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 4 ページの農業費、農林水産業費で、説明欄で、人・農地プラン検討委員謝金とありますけれども、これ、国の方で、そのマスタープラン制作とかについての支援ということだと思えるんですけども、本町で、これ、だいたい、説明なり、どれだけ、この謝金が、これだけ、8 万 7,000 円ですけれども、この事業に対して、本町の取り組みは、どういうふうになっているんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 人・農地プランにつきましては、今、この間も新聞に出てましたように、東徳久地区で、1件、農地プランが立ち上がりました。これにつきましては、この、人・農地プランの検討委員会におきまして、審議をさせていただいております。

また、今、検討しておりますのが、後、2集落ほどございます。安川、口金近、このあたりで、人・農地プランについての検討をしております。

後の集落につきましては、今後、そういった集落です、担い手が出て来るとか、新規の就農者が出て来るとか、そういったケース、または、借入金、L資金、スーパーL資金というのがございますが、これの借入金等が発生するとかいうようなことがございますと、まあ、急いで、そういったプランを立てる必要が出て来るといようなことでございますので、そういったケースには、対応していきたいと思っております。

また、この検討委員会は、常時、開催する予定はしておりませんので、そういったプランが出て来ました段階で、緊急の場合は寄っていただきますが、それ以外は、まとめて何件かを、まとめて開催させていただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

5番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3番（岡本義次君） 4ページ、同じく一番下の15の10のシカ処理施設整備事業補助の500万でございすけれど、その後、何か、どう言うんですか、この前の説明では、1件するとか、せんとかいうようなお話ありましたけれど、その後、そういう話は、未だ、つかん。具体的なことまでは分かってないんでしょうか。そこらへんについて、ちょっと、もし分かれば、説明願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今、この処理施設につきましては、1件の方が何とかやりたいというご希望がございす。

内容につきましては、未だ、これから進めていくということでございまして、県の夢推進事業、県民局がやっております。この事業との絡みもございまして、共同で、歩調を合わせながら、調整していきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

3 番（岡本義次君） はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） ちょっと、先ほどの金谷議員の関連で、ひとつ聞きたいんですけど、人・農地プラン検討委員会というのが、設置されている。ちょっと、私の勘違いかわかりません。設置されているのかどうか。設置されているんだったら、設置要綱等ですね、条例がないことは確かですけども、要綱か何か、あるのかどうか。あれば、内容について、説明願いたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、答弁。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 人・農地プランの検討の分につきましては、こういった形でということ、定めております。

で、後、謝金等の、お金の出し方でございますが、こちらにつきましては、報償費という形を取らせていただくということで、今回、予算は、報償費ということで、報酬ではなく、報償費という形を取らせていただいておりますので、特に、要綱で定める金額、要綱というか、特別職の中に入れていくという考えではございません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） いや、ちょっと、聞こえなかったんやけど、人・農地プラン検討委員会というのは、要綱を定めていると言うたんかいな。わかりません。そこ、もう 1 回、はっきり聞きたいのと。

それと、伺いたいんですけど、こういう検討委員会等を設置する場合はね、いわゆる、地方自治法で、いわゆる附属機関というのがありますわね。138 条だったか。あの場合は、つまり、役場職員で、そういう補助の附属機関、委員会、検討プロジェクト、そういうものは、条例や要綱必要ないけども、外部の人間で、そういった審議会、委員会を作る場合はね、条例か、要綱かは必要だというのが地方自治法の、ちょっと 138 条だったかどうか、忘れましたけど、地方自治法にあるというふうに思うんです。

これが、もしも、検討委員がね、職員以外の町民、外部の方、学識経験者含める、そういった内容であれば、これは少なくとも、根拠法、条例か要綱は、必要じゃないか。作ってないんだったらね。

それから、作っている。当然、条例、要綱があれば、これはもう、謝金じゃなくて、費用弁償、報酬に当たるわけですから、そういう扱いが必要じゃないかというふうに思うんですけども、そのあたりの根拠法ですね、本町における。条例、要綱の関係は、どうなっ

ています。委員は、職員だけですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 委員は、職員、私も含めまして、職員は、私が入っておりますが、後は、J A、それから、農業委員会。

〔鍋島君「外部ですね」と呼ぶ〕

農林振興課長（茅原 武君） はい。

それから、後、女性の農業者ですね、こういった方を、入っていただきまして、構成しております。

ただ、条例設置をするとか、そういった要綱での縛りというのは、特に、指導は受けてはいないということでございますが。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） まあ、自治法上、どうなのかということは、ちょっと内部で検討していただいてね、やっぱりこういう、地方自治法による附属機関であればね、これは根拠法が要りますから、当然、条例ないし要綱を作ることになるわけで、それなしで、謝金として出すというようなことは、ちょっと問題あるというふうに思いますので、検討をいただきたいと思います。

で、同じ、その下の 5 ページの関係で伺いたいのですが、まず、事務局費、教育費のね、臨時職員賃金、この内容。

それから、6 ページ、財源内訳、一般財源、5 万 8,000 円を減額して、国県支出金、5 万 8,000 円というふうに財源内訳なってます。これは、歳入の関係で言えば、被災児童生徒就学補助金ということで、これは国の制度ですけれども、その該当があったということで、歳入で追加補正されてます。そういうことになれば、この一般財源の 5 万 8,000 円減額して、国県支出金、5 万 8,000 円増額というような、財源変更のあり方はね、歳入で、一般会計補正されておるわけですから、追加補正、5 万 8,000 円。そしたら、その追加補正したものが、どこに支出されるんかというね、支出の内容を明確にする必要があるんじゃないか。

当然のことながら、その支出の中から、5 万 8,000 円が、一般財源に置く。一般財源が削られるという扱いになるんですけども。

それで、今までどうしていたかと言いますと、23 年度の補正ではね、あえて、ここで、就学援助費として、ゼロ円の補正組んでいたんですよ。つまり、支出項目を明確にするために。当初予算額はいらなくても、財源内訳だけ変更すれば、新たな、そういう就学援助入って来てもね、やり繰りできるというようなことで、ゼロ円の補正を組んでいた。就学援助の。あのやり方が正しいんじゃないかと思うんですけど、そのあたりの 2 点。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） すいません。そしたら、まず、5ページの臨職賃金等ですね、これはですね、現在、国県が示す幼保一体化、就学前教育ですね。保育園に対する就学前教育の充実を図るために、委員会に指導主事、現在、1名おりますけども、小学校、中学校、それから、今度、保育園という形で、分担しながらですね、その充実を図るために、1名、非常勤職員を、指導主事を配属しました。

で、（聴取不能）、中身は、当然、分担してやるんですけれども、現在、保育園の保育方針を、平成23年度に改正して、保育園から小学校1年生までにつながるカリキュラムという、具体的な事業をするために、その主事と一緒に進めているところでございます。

それからですね、指摘の6ページの財源変更ですね、これはですね、元は、入の3ページですね。3ページの教育費補助金。これがですね、災害時の支援金、これ、国の法律でですね、平成23年度、単年度打ち切りという予定でございました。それが、この、国会の方で、3月に決まりまして、26年まで延長するというところで、これを、また、新たに追加して入れたということで、受け入れさせていただいてます。

で、出の方はですね、6ページにありますけども、教育費の、これは扶助費です。扶助費の中で、ほかの、元々、出の方は組んでおりましたけども、補助金が、対象になったということで、一般財源で5万8,000円見ていたものが、そのまま、23年度打ち切ったやつを、もう1回、今回、付いたので、それを県の補助金として受け入れて変更させたということでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、ちょっと、鍋島議員、3回ですので、ちょっと待ってもらえますか。ほかにありますか。

16番（鍋島裕文君） （聴取不能）、未だ1回目やで。

議長（西岡 正君） ほな、引き続いて。はい。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、先ほどの指導主事というのは、いわゆる地方教育行政法の指導主事というように思うわけですが、ちょっと、私ら、最初聞いていたのは、従来の松井譲二先生に次いで、有本先生を加えるということで、指導主事2名体制ということで、聞いていたんだけど、今、1名の現在だから、新たに1名追加するというように聞こえたんですけども、最初、2名だったのが、1名誰か、辞められたんですか。そのあたり、ちょっと確認したいというように、それ1点。

それから、2点目に、だから、先ほどの被災児童の関係は、5万8,000円追加補正があったと。国からね。だから、そのお金が出る所は、扶助費ですから、就学援助費ですが、でも、当初額、510万円。だから、今回、その扶助費の就学援助をゼロ円補正にしなければ、この財源補正はおかしなことになるんじゃないか。

つまり、金は入ったけれども、どの支出に、出る項目がないというようなことになるわけで、言っていること分かりますか。項目がないんですわ。これだったら。財源内訳だけでね。

だから、扶助費ゼロ円、就学援助費というのを、今までは、23年度は、そういった補正予算、組みよったんです。これ、途中から来ましたからね。被災児童の関係は。

だから、そのやり方は、正しいと思うんだけど、今回、そういった措置がされてないので、おかしいんじゃないかと。この2点、お願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 最初のご質問、指導主事の件でございますが、新町になりましてから、課長職、今は、室長になっておりますけれども、浅野が指導主事兼務して室長、これで、1名でしております、昨年度、松井学校教育指導主事を非常勤で置いていただきました。で、本年度、有本学校指導主事を2名、現在、正規と非常勤で3名あります。

特に、ここ2年間で2名増員していただきました。本当にありがとうございました。

これは、室長と指導主事と兼務しております、まあ、年間1回ですけれども、定期的に学校訪問等をしております。

また、室長の立場として、県との連絡調整等々、非常に開けることが多くなっております。そういう意味でも、指導主事を非常勤2名置いていただきまして、先ほど、課長が申しましたように、保育園と小学校、中学校、この連携を保つということで今、職務に就いてもらっております。

また、ただ、学校の指導だけじゃなくってですね、教育委員会も、いろいろな調査物とか、いろんな状況がありまして、特に、有本指導主事については、県で、非常勤で、青少年、また、非行問題、そういうことの仕事をしていたいておりますので、生徒指導関係にも精通しております。そういう意味で、有本には、学年の高い、中学校を中心に担当。松井指導主事については、小学校経験がほとんどでございますので、保育園と小学校との連携を深めてもらおうと。そういうことで、事務分掌を今、決定しております。

以上でございます。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） すいません。そしたら、6ページの分ですけども、これ、扶助費、説明のところに、区分の所に、それがあった方が良かったと思うんですけども、申し訳なかったと思います。

で、扶助費の中で、全体で、当初予算でも説明させていただきましたが、全体では504万2,000円です。で、対象児童は、69名で、その内の、出も既に、その人の、補助を適用になるならない除けて、69名の内1人分です。が、これが、出の方では、予算化しておりました。で、今回、改めて、それが新たに適用になったということで、一般財源の、1人分を見ていった分を、国庫支出金に振り替えたということでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、その指導主事の関係で、ちょっと確認だけさせてください。
正規が浅野室長 1 名。それから、臨時職員で松井先生、有本先生というのは、当初予算の時に話がありました。

今回の、その臨時職員賃金が、補正されている、この分ですけども、これが、いや、今の流れから言えば、非常勤 3 人目の指導主事として、臨時職員分 256 万というふうに、私は理解したんですけども、今の教育長の説明では、正規 1 名。それから、松井氏、それから有本氏の 2 名、2 名分の、この臨時職員の、今回の補正なのか。

つまり、この臨時職員だったら、確認します。臨時職員は、現行、1 正職員の指導主事、2 名の非常勤の指導主事、新たに臨時の指導主事なのかどうかという、この点だけ明確に。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと、町長の方から。

町長（庵逄典章君） この、予算上の問題で、今回、6 月で補正をしたことで、そういう、その、いろいろと、この説明が、ちょっとややこしい説明になってますけども、実際、教育長言われたように、指導主事については、今、適正化の問題、それから、その中で、就学前教育、ここを重点的にですね、取り組んでいきたいという中で、指導主事の必要性ということ、教育委員会の方からですね、要請があって、まだ、予算の、3 月の編成段階ではですね、この、今、去年、1 名、非常勤の指導主事を配置しましたのでね、その中でやって欲しい。やれるんではないかなという検討をしてきました。

で、予算を提出した後ですね、教育委員会の方からも、再度、いろいろと、その必要性ということについて、お話を聞いて、適任者である有本先生もおられるということですね、こういうふうな取り組みをしていきたいということ、私の方も理解をしまして、で、4 月 1 日からの採用ということになったんですけども、その給与についてですね、未だ、手当てをしておりませんでしたので、3 月段階の予算では。で、新たに、この 6 月で予算化させていただいたと、そういうことでございます。

〔鍋島君「分かりました」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） いいですか。

16 番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 内容を説明お願いしたいのが、5 ページの土木費の中の 10、道路橋梁総務費の中の弁護士相談料 87 万円と、それから、下の消防費、非常備消防費の土地購入費 330 万円について、内容をお願いします。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 土木費の弁護士相談料でございますけれども、これにつきましては、徳久 13 号線の、今、皆さんご承知だと思っておりますけれども、その問題解決に向けてですね、正式にですね、弁護士にお願いしたいということで、今回、予算計上させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、消防長。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） あっ、こっちですか。ごめんなさい。はい、企画。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

この用地につきましては、先般の議会でも報告しておりましたように、佐用町の第 1 機動隊と、佐用の第 1 分団の車庫が河川改修に伴う移転が必要になったということで、その車庫用地について、元、森産婦人科医院の所を求めておったわけなんですけれども、その内訳は、8 筆 10 人。その内、2 筆 2 名との用地交渉について、相手様の健康上の都合により、23 年度で全て契約を、全て進めれるであろうという見込みであったんですけれども、2 筆 2 名につきましては、23 年度で処理をすることができなくなりました。その関係で、もう 1 つ付け加えておきますと、総面積が、795.75 平米の内、612.79 平米につきましては、全て完了、23 年度で完了いたしております。

残りの面積、残りの 182.78 平米につきましては、24 年度で予算を持っておりませんでしたので、23 年度の方で、執行残という形になって、24 年度に補正をしていただかないと購入契約ができないという形になってしまいました。

非常にこう、事務の不手際で、ご迷惑をお掛けするんですが、何とか、ご理解を賜わりたいと思っております。

なお、その後の見込みなんですけれども、相手様も健康が、大分、回復されまして、交渉も、また、始まっております、順調に、今のところ進んでおります。どうか、よろしくお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） 平岡議員、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬゑ君） 非常備消防の関係の、先ほどの土地購入に係わる説明なんですけど、23 年度で処理できた部分と、処理できなかった部分があって、できなかった分を、今回の補正で対応したという説明だったと思うんですけど、23 年度では、その購入する用地、全部の予算化をしてなかったということなんですか。

その、同じ所だったら、そのできなかった場合は、予算上、繰越明許であるとか、対応の仕方が、従前ありましたけれど、それとは違うやり方だったんですか。その点、ちょっ

と理解が、もう一度お願いします。

それから、最初の弁護士相談料については、問題の路線について、正式に弁護士に依頼するという、その費用だということなんですけれど、この費用の金額というのは、その正式な弁護士にかかわる費用というのは、内訳的には、87万円という金額は、どんなもんなんですか。ちょっと、その点もお願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 先ほども申し上げましたが、23年度に全体計画の予算を挙げさせていただいておりました。その内、2筆について、交渉が、相手様の健康上の理由により、難航してしまいました。当然、健康が阻害されなかった場合は、何とか、23年度で購入できておったわけなんですけれども、非常に、日程的に迫った中、23年度の末が迫る中で、繰越や専決補正の事務ができなかったということで、本当に、ご迷惑、もう事務的なサイドのことになってしまったんですけれども、24年度で補正を挙げさせていただいたというようなことになっております。

本当に、ご迷惑を掛けたと思います。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 建設課長。

建設課長（上野耕作君） 費用の内訳でございますけれども、この分に関しましてはですね、未だ、不確定要素が大きいということで、とりあえず、着手金と。それから、ことの報酬実費というような形で、顧問弁護士の方に相談させていただいてですね、見積りを取った結果でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにございますか。
ないようですので、これに対する質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより本案を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。
議案第79号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、挙手、全員であります。よって議案第79号、平成24年度佐用町一般会計補正予算案（第1号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第80号 平成24年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第1号）

の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第3に入ります。議案第80号、平成24年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第1号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑に入りますが、ございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） これ、ちょっとお聞きしたいんですけど、3月議会の時には、これは、今までは、一体的な管理を指定管理者として、佐用町がやっていたわけなんですけれども、この公園も含めて、大学管理となるというように、今回の、この議案書見たらそうなんですけれども、何か、そこらで、今までと違ったような、この状況というのは、起きているわけですか。
それと、もう1点、この3人が、あれ、町の職員でしたですかね。それが、大学の職員という格好に、今回、なったんですかね。そこらへん、ちょっとお聞きしたいんです。

〔天文台公園参事 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、天文台公園参事。

天文台公園参事（安本泰二君） ちょっと質問と、順序が逆になるんですけども、まず、職員の件ですけれども、3人おりました研究員の内、2名は、県の職員になりました。で、後、1名は、町職員のまま、残っております。

で、大学移管になりましたの変更点ということですけども、まず1点目は、契約の形態が全く変わっております。23年度までは、指定管理者ということで、佐用町が指定を受けまして、協定により仕事を請けておりましたが、24年度からは、業務委託契約ということで、委託契約の受託者として、佐用町が仕事を請けております。

で、もう1点は、提案説明の時には、条例の廃止等でご説明申し上げたんですけども、その大本につきましては、大本について、ちょっと触れますと、公の施設であったものが、公の施設でなくなったということが、一番大きな問題です。

で、公の施設と言いますが、地方自治法の244条で定義されているんですけども、5つほど具体的な要件がありますが、一番分かりやすいもので言いますと、住民の利用に供するためのものであることというような要件があります。ですから、文化情報センターなんかも、そうなんですよね。

で、この公の施設の場合は、設管条例で位置づけて、設管条例の中で使用料を定めて、利用者から、その使用料をいただくというような決まりになっております。

で、それが、公の施設じゃなくなったと言いますが、同じように、利用はいただいているんですけども、例えば、分かりやすい例で言いますと、役場の庁舎ですね、役場の庁舎なんかですと、住民の利用はありますが、公の施設ではありません。これは、住民の方は、施設そのものを利用するのではなくて、そこで行われている業務を利用することですので、役場の庁舎などは、公の施設とは定義されておりませんので、当然、役場庁舎の設管条例というものはありません。

で、これはなぜかと言いますと、大学は、公の施設を持ってないということが、一番基に

ありまして、その関係で、公の施設ではなくなったということで、条例も廃止され、使用料としてもいただけないということになりまして、その方策としまして、大学の考え方としましたら、天文台で行われる事業に参加する。事業に参加した方が利用する時に、その維持経費の一部を費用として負担していただくというような考え方になりました。その関係で、雑入で改めて計上させていただいております。

で、ここで、若干、補足しますと、説明欄に、観測小屋使用料ということで、同じく使用料という言葉も使っているんですけども、予算項目でいう、予算科目でいう使用料と、ここでいう使用料とは、全くちょっと意味が違うものというふうにご理解いただきたいということを、ちょっと、付け加えておきます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。ございませんか。
ほかにないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 80 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。
議案第 80 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 80 号、平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。
お諮りします。議事の都合により、明 6 月 16 日から 6 月 18 日まで、本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決します。
次の本会議は、来る 6 月 19 日火曜日、午前 10 時より再開いたします。
それでは、本日はこれにて散会いたします。大変、ご苦労さんでありました。

午前 10 時 14 分 散会
